

質問に対する回答 《各施設共通事項》

| No. | 回答掲載日 | 質問区分 | 質問内容 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|------|---|--|----|
| 1 | 7月6日 | 募集要項 | 書類No.4(様式4)共同事業体協定書兼委任状についても各構成法人の押印は不要という認識でよいでしょうか？ | 押印不要です。 | |
| 2 | 7月6日 | 募集要項 | 書類No.5および6について、緑政土木局公募の複数施設に参加表明を行う場合は、それぞれの施設毎に正、副、定められた部数での提出が必要でしょうか？ | 応募は施設単位となりますので、施設毎に添付書類の提出をお願いします。 | |
| 3 | 7月6日 | 募集要項 | 書類No.2及び6について、6月末に理事等役員が変更し、登記への反映が7月中旬の参加証明書受付の期日後となります。 この場合、書類No.2の【式2-2】で記す役員一覧は、受付期日内に入手した登記事項証明書と合せるのか、それとも変更後の役職名を記せばよいのでしょうか。 | 提出時点の新役員を記載いただき、登記完了後に登記事項証明書の再提出をお願いします。 | |
| 4 | 7月6日 | 募集要項 | 選定委員の所属団体に対し、役職者を派遣しておりますが、応募にあたり個別の届出等を要するものかご教示ください。 | 選定委員が貴社の役員である、あるいは収入を得ているなど、貴社と利害関係があるわけではないため、応募には影響ありませんが、様式7の宣誓書に変更がありますので、様式集1(令和4年7月6日修正版)をご確認ください。 | |
| 5 | 7月6日 | 様式集 | 「共同事業体協定書兼委任状」に関し、「共同事業体の構成団体(委任者)」の欄が2マスしかありません。これについて「備考欄」に「3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください」とあります。 そして、応募書類一覧表には同書面に関する枚数制限は1ページと記載があり、かつ「※1」に「枚数制限を超えたものについては、審査対象から除外します」とあります。 具体的に、3者を上回る場合どのようにするのかご指示をお願いします。 | 申し訳ありません。 様式4「共同事業体協定書兼委任状」について、枚数制限が1ページとなっていますが、ないものとします。 3者を上回る場合は、構成団体の行を追加して提出願います。 | |